



埼玉県

飲食店等への制限が緩和されます

「ワクチン・検査パッケージ制度」の御案内

「ワクチン・検査パッケージ」とは？」

来店者のワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認することにより、飲食店等の人数制限等が緩和されます。

ワクチン・検査パッケージの適用を受けるためには、あらかじめ県に登録する必要があります。詳しくは裏面をご覧ください。

宴会の場を提供する事業者の方にメリットの大きい制度です。

対象事業者

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証店



登録店ステッカー

登録・適用店のメリット

令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの間、まん延防止等重点措置期間中にワクチン・検査パッケージ制度を適用する店舗のメリットは、次のとおりとなります。

なお、ワクチン・検査パッケージ登録店は、適用店又は非適用店を選択できます。

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス） 認証店			非認証店
	ワクチン・検査パッケージ登録店		ワクチン・検査パッケージ未登録店	
	適用店	非適用店		
証明書の確認	あり 接種証明 又は 陰性証明	なし 未接種・未検査 又は 証明書不携帯等	確認不要	
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時	
酒類提供	午前11時～ 午後8時30分	終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けない）		
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 （披露宴等については1テーブルで4人以内）		
協力金 （売上高方式）	2.5～7.5万円		3～10万円	

※ 認証店においては、2月13日（日）の要請期間終了までに登録申請をすることを要件に、1月21日（金）から登録があったものとみなします。

登録されるまでの間は、登録店ステッカーに代え、店頭で「ワクチン・検査パッケージ適用店」である旨の掲示をお願いします。

登録店に実施していただくこと

ワクチン・検査パッケージを適用する際には、来店者全員のワクチン接種歴や検査結果の陰性を確認し、身分証明書等により本人確認を行ってください。

また、認証店としてアクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底など感染防止対策を引き続き徹底してください。

- ※ 登録店は、抗原定性検査の検査事業者にも登録が可能です。
詳細は、こちらの特設ホームページでご確認ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/vtpph.html>
<https://www.teletama.jp/pcrkensatoumuryou-saitama/>



埼玉県PCR検査等
無料化事業
ホームページ



PCR検査等無料化に
関するご案内
ホームページ

登録の方法

- ① ワクチン・検査パッケージ登録電子申請入口（埼玉県電子申請・届出サービス）から申請

令和3年12月22日（水）9時から受付開始

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/vt-package.html>

- ※ 電子申請システムが利用困難な場合は、ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送してください。
（送付先）〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県産業労働部経済対策担当 宛て



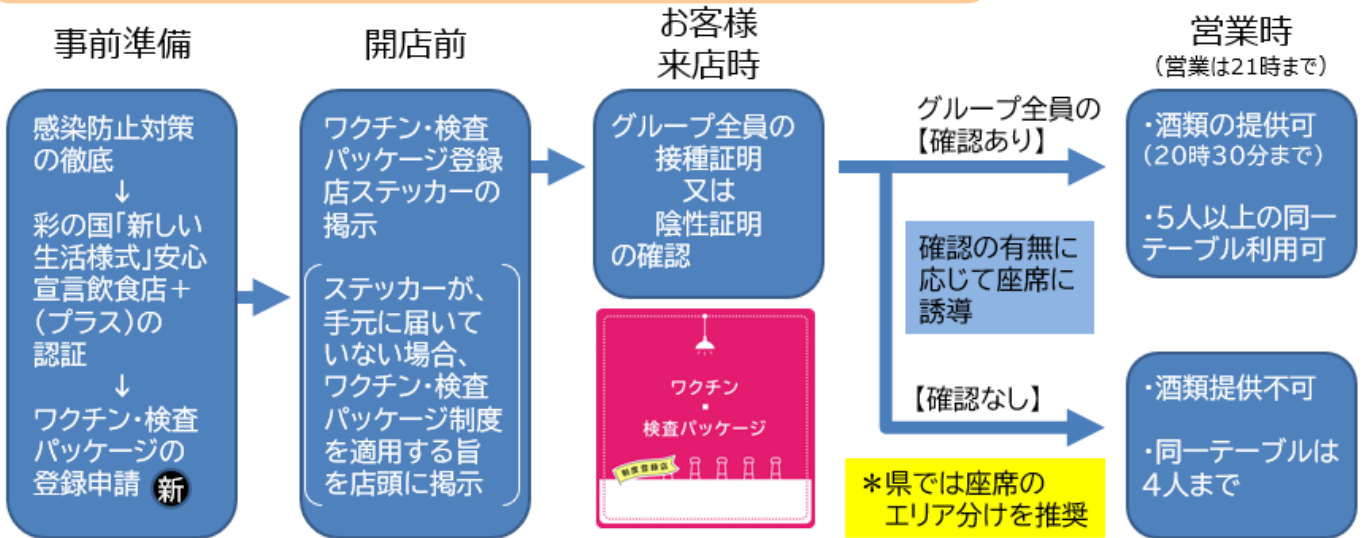
ワクチン・検査パッケージ
県ホームページ

- ② 要件を満たした事業者に対し、登録通知書及びステッカーを送付します。

- ※ ステッカーは、外から見える位置に掲示してください

- ③ 登録した店舗を県ホームページに掲載します。

ワクチン・検査パッケージ登録・適用店の対応フロー



お問い合わせ及び県ホームページ

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）

【県ホームページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/vt-package.html>

※詳細は、こちらのホームページでご確認ください。



ワクチン・検査パッケージ
県ホームページ